

# 埼玉県次世代育成支援対策推進庁内会議設置要綱

## (設置)

第1条 次世代育成支援対策に関する県の施策の総合的調整及び新たな施策の検討を行うとともに、埼玉県子育て応援行動計画を推進するために、埼玉県次世代育成支援対策推進庁内会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 庁内会議は、企画会議及び計画推進会議で構成する。

- (1) 企画会議は、副知事が指名する職員をもって構成する。
- (2) 計画推進会議は、別表に掲げる職員をもって構成する。

## (審議事項)

第3条 企画会議及び計画推進会議は、次の事項を審議する。

### (1) 企画会議

- ア 次世代育成支援対策の総合的な調整に関すること。
- イ 今後の次世代育成支援対策のあり方の検討に関すること。

### (2) 計画推進会議

- ア 子育て支援に関する総合的計画の策定に関すること。
- イ 埼玉県子育て応援行動計画の進行管理に関すること。

## (会議)

第4条 庁内会議は、副知事が統括する。

- 2 企画会議の議長は、副知事が指名するものとし、計画推進会議の議長は少子化対策局長とする。
- 3 会議は、議長が招集する。
- 4 議長は、審議事項の内容により、構成職員全部の出席を求める必要がないと認められるときは、構成職員の一部の出席を求めて会議を開催することができる。
- 5 議長は、必要があると認められるときは、構成職員以外の職員に対し、会議に出席を求めることができる。
- 6 議長は、企画会議終了後、会議の結果について速やかに副知事に報告する。
- 7 議長は、会議における審議の経過及び結果を整理の上、記録しておかなければならぬ。
- 8 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、少子政策課長が議長の職務を代理する。

## (庶務)

第5条 庁内会議の庶務は、福祉部少子政策課において処理する。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営について必要な事項は、副知事が定める。

## 附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成18年 6月 5日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成19年 5月21日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成20年11月 1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成23年 1月 5日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成26年 1月21日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成26年 2月 5日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成26年 8月18日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成30年12月17日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和 2年 1月31日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和 2年12月 4日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和 3年12月 8日から施行する。

別表（第2条関係）

少子化対策局長	
企画財政部	計画調整課長
総務部	学事課長
県民生活部	共助社会づくり課長 青少年課長 男女共同参画課長 防犯・交通安全課長
福祉部	福祉政策課長 社会福祉課長 障害者福祉推進課長 障害者支援課長 少子政策課長 こども安全課長
保健医療部	保健医療政策課長 感染症対策課長 医療整備課長 健康長寿課長
産業労働部	雇用労働課長 多様な働き方推進課長
都市整備部	住宅課長
教育局	教育政策課長 高校教育指導課長 生徒指導課長 保健体育課長 特別支援教育課長 義務教育指導課長 生涯学習推進課長 人権教育課長
警察本部	生活安全総務課長 少年課長